

○旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則 拠粹

(営業施設について講ずべき措置の基準)

第 11 条 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、別表第 4 のとおりとする。

別表第 4 (第 11 条関係)

12 浴槽は公衆浴場規則別表の第 1 の 4 に掲げる基準に、循環ろ過装置を設ける場合は同表の第 1 の 5 の(2)に掲げる基準に、浴用の水及び湯（同表備考 6 に規定するものをいう。）は同表の第 1 の 6 の(1)に掲げる基準に、貯湯槽を設ける場合は同表の第 1 の 7 の(2)に掲げる基準にそれぞれ適合すること。